

2 前項の規定は、法第七十条の三第一項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。

(法第七十条第六項の厚生労働省令で定める事項)

第一百二十六条の七 法第七十条第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

2 前項(第三号を除く。)の規定は、法第七十条の三第一項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。

(法第七十条第七項の厚生労働省令で定める居宅サービス)

第一百二十六条の八 法第七十条第七項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、訪問介護及び通所介護とする。

(法第七十条第七項の規定による協議の求めの方法)

第一百二十六条の九 市町村長は、法第七十条第七項の規定による協議を求める際は、当該協議の対象となる居宅サービス(前条に規定するものに限る。)の種類、当該協議の対象となる区域その他当該協議を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

(法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準)

第一百二十六条の十 法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準は、

次のとおりとする。

一 第百二十六条の八の居宅サービスを受けている者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、配慮すること。

二 必要に応じて、法第七十条第一項の申請を行う者から意見を聴取

(新設)

(法第七十条第五項の厚生労働省令で定める事項)

第一百二十六条の七 法第七十条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

する」と。

(指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請)

第一百二十六条の十一 法第七十条の三第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る法第四十一条第一項本文の指定の変更を受けよう

とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

四 利用者の推定数（要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数を明示するものとする。）

五 利用者の定員

六 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

七 指定居宅サービス等基準第二百九十二条の二に規定する受託居宅サ

ービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

八 指定居宅サービス等基準第二百九十二条第一項に規定する協力医療

機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)

(新設)

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の三 法第七十八条の二第一項の規定に基づき夜間対応型

訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（当該事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十一（略）
十二 法第七十八条の二第四項各号（令第三十五条の六において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四（略）
2・3（略）

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第一百三十一条の四 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者につ

第一百三十一条の三 法第七十八条の二第一項の規定に基づき夜間対応型

訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（当該事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八節において同じ。）に提出しなければならない。

十二 法第七十八条の二第四項各号（令第三十五条の五において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四（略）
2・3（略）

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第一百三十一条の四 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者につ

いて、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十四 (略)

254 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の五 法第七十八条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十八 (略)

254 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十四 (略)

254 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の五 法第七十八条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一〇十八 (略)

254 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十八 (略)

2~4 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の七 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十七 (略)

2~3 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等)

第一百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を所管する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十五号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の

一〇十八 (略)

2~4 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一〇十七 (略)

2~3 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等)

第一百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を所管する市町村長に提出しなければならない。

記載を要しない。

一〇二〇 (略)

2～3 (略)

(法第七十八条の二第四項第六号の厚生労働省令で定める同号 本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする)ことが相当であると認められる場合等)

第一百三十一条の十 法第七十八条の二第四項第六号 (法第七十八条の二十四第三項において同号を準用する場合を含む。) の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする)ことが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関するして当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定地域密着型サービス事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 (略)

(法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準)

第一百三十一条の十の二 法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(聴聞決定予定日の通知)

一〇二〇 (略)

2～3 (略)

(法第七十八条の二第四項第六号の厚生労働省令で定める同号 本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする)ことが相当であると認められる場合等)

第一百三十一条の十 法第七十八条の二第四項第六号 (法第七十八条の二十四第三項において同号を準用する場合を含む。) の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする)ことが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関するして当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定地域密着型サービス事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 (略)

(新設)

(聴聞決定予定日の通知)

第一百三十一条の十一 法第七十八条の二第六項第一号の二の規定による通知をするときは、法第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（指定地域密着型サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲）

第一百三十一条の十二 市町村は、法第七十八条の四第五項の規定により、指定地域密着型サービス基準のうち、同条第三項第一号から第四号までに掲げる事項については、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準並びに運営に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

（法第七十八条の十四第二項の厚生労働省令で定める基準）

第一百三十一条の十五 法第七十八条の十四第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 市町村長は、選考基準を設け、当該基準を公表するとともに、当該基準に基づいて選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定すること。
- 二 市町村長は、公募を行う旨を公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知すること。
- 三 市町村長は、応募の受付期間を十分に確保すること。
- 四 市町村長は、選考の結果、指定地域密着型サービス事業者を決定

第一百三十一条の十一 法第七十八条の二第五項第一号の二の規定による通知をするときは、法第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（指定地域密着型サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲）

第一百三十一条の十二 市町村は、法第七十八条の四第四項の規定により、指定地域密着型サービス基準のうち、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準並びに運営に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

（新設）

しなかつたときは、当該選考後一定期間内に再度公募を行うこと。

第一百三十二条の二 (略)

2 前項の規定は、法第七十九条第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合及び同項第八号ニの厚生労働省令で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第一百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、第一百三十二条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(法第八十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合等)

第一百三十四条の二 (略)

2 前項の規定は、法第八十六条第二項第七号ニの厚生労働省令で定める同二本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第一百三十二条の二 (略)

2 前項の規定は、法第七十九条第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第一百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(法第八十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合)

第一百三十四条の二 (略)

(新設)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三 (略)

一～十一 (略)

十二 法第一百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請においては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の十一において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 (略)
2～4 (略)

(法第一百十五条の二第三項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の十七の二 法第一百十五条の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請においては、この限りでない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第一百四十条の二十四 法第一百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三 (略)

一～十一 (略)

十二 法第一百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請においては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の六において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 (略)
2～4 (略)

(新設)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第一百四十条の二十四 法第一百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予

防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第一百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により同法第一百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十一（略）

十二 法第一百十五条の十二第二項各号（令第三十五条の十三において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四
（略）
254

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）

第一百四十条の二十五 法第一百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第一百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により同法第一百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする

防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一〇十一（略）

十二 法第一百十五条の十二第二項各号（令第三十五条の七において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四
（略）
254

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）

第一百四十条の二十五 法第一百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第一百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により同法第一百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする